

「消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達)新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正した箇所である。

改正後					改正前				
第4-(1)号様式					第4-(1)号様式				
付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表					付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表				
課税期間 . . . ~ . . . 氏名又は名称					課税期間 . . . ~ . . . 氏名又は名称				
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	円 000	円 000	円 000	円 000	課税標準額 ①	円 000	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-X欄の金額)	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①・2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税仕入れが99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	内 特定課税仕入れに係る支払対価の額 ①・2	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税仕入れが99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ	※第二表の①欄へ
消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	消費税額 ②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ	※第二表の②欄へ
控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の③+④D欄の合計金額)	(付表2-1の③+④E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	控除過大調整税額 ③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の③+④D欄の合計金額)	(付表2-1の③+④E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)	※第一表の④欄へ	控除対象仕入税額 ④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の④D欄の金額)	(付表2-1の④E欄の金額)	※第一表の④欄へ
返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
売上げの返還等対価に係る税額 ⑤・1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ	売上げの返還等対価に係る税額 ⑤・1	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第二表の⑤欄へ
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤・2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税仕入れが99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ	内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤・2	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)	※⑤-2欄は、課税仕入れが99%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑤欄へ
貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧B欄へ	※⑧E欄へ		控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑧B欄へ	※⑧E欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨B欄へ	※⑨E欄へ		差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑨B欄へ	※⑨E欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ
控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		控除不足還付税額 ⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		差引税額 ⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑬欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩) ⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の⑬欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ
課渡付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬B欄×22.78) (⑬C)		課渡付額 ⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑬B欄×22.78)	
割納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬B欄×22.78) (⑬C)		割納税額 ⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑬B欄×22.78)	
合計差引課渡割額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ	合計差引課渡割額 (⑮-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 旧税率が適用された取引がない場合はX欄に記載せず金額がない場合には、①-⑤X欄の各欄の記載は空欄とする。
 ① 「課税資産の譲渡等」の対価の額
 ② 「消費税」の額
 ③ 「控除過大調整税額」の額
 ④ 「控除対象仕入税額」の額
 ⑤ 「返還等対価に係る税額」の額
 ⑤-1 「売上げの返還等対価に係る税額」の額
 ⑤-2 「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額」の額
 ⑥ 「貸倒れに係る税額」の額
 ⑦ 「控除税額小計」の額
 ⑧ 「控除不足還付税額」の額
 ⑨ 「差引税額」の額
 ⑩ 「合計差引税額」の額
 ⑪ 「控除不足還付税額」の額
 ⑫ 「差引税額」の額
 ⑬ 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額」の額
 ⑭ 「課渡付額」の額
 ⑮ 「割納税額」の額
 ⑯ 「合計差引課渡割額」の額

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。
 ⑬⑩,10.1以後終了課税期間用

改正後

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 ※第二条の①欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①・1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二条の③欄へ	※第二条の③欄へ	※第二条の③欄へ	
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二条の③欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二条の③欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二条の③欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一条の③欄へ	
控除	控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑤D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑤E欄の金額)	(付表5-1の⑤F欄又は⑤F欄の金額) ※第一表の⑤欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二条の③欄へ
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	
控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二条の⑩欄へ(注1)	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二条の⑩欄へ	
譲渡付額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)(注1)		
割納税額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)(注1)		
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。
 ① 旧税率が適用された取引がない場合(欠欄に記録すべき金額がない)場合には、④～⑦の各欄の金額の記載は次のとおりとする。
 ① 「前払金-前払戻金」がマイナスの場合
 ④E欄に「(前払金-前払戻金)×22/78」に⑬計算した金額を記録する(前払戻金の記載は不要)。
 ② 「前払金-前払戻金」がゼロの場合
 ④E欄に「(前払金-前払戻金)×22/78」に⑬計算した金額を記録する(前払戻金の記載は不要)。
 ③ 「前払金-前払戻金」がプラスの場合
 ④E欄に「(前払金-前払戻金)×22/78」に⑬計算した金額を記録する(前払戻金の記載は不要)。

(注1,10)以後終了課税期間用

改正前

第4-(3)号様式

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額 ①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	円 ※第二条の①欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額 ①・1	(付表4-2の①-1X欄の金額)	※第二条の③欄へ	※第二条の③欄へ	※第二条の③欄へ	
消費税額 ②	(付表4-2の②X欄の金額)	※付表5-1の①D欄へ ※第二条の③欄へ	※付表5-1の①E欄へ ※第二条の③欄へ	※付表5-1の①F欄へ ※第二条の③欄へ	
貸倒回収に係る消費税額 ③	(付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一条の③欄へ	
控除	控除対象仕入税額 ④	(付表4-2の④X欄の金額)	(付表5-1の⑤D欄又は⑤D欄の金額)	(付表5-1の⑤E欄又は⑤E欄の金額)	(付表5-1の⑤F欄又は⑤F欄の金額) ※第一表の⑤欄へ
	返還等対価に係る税額 ⑤	(付表4-2の⑤X欄の金額)	※付表5-1の③D欄へ	※付表5-1の③E欄へ	※付表5-1の③F欄へ ※第二条の③欄へ
	貸倒れに係る税額 ⑥	(付表4-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	(付表4-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	(付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	(付表4-2の⑨X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩				※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ	
控除不足還付税額 ⑪	(付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
差引税額 ⑫	(付表4-2の⑫X欄の金額)		(⑩D欄と⑩E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬	(付表4-2の⑬X欄の金額)		※第二条の⑩欄へ	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二条の⑩欄へ	
譲渡付額 ⑭	(付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)		
割納税額 ⑮	(付表4-2の⑮X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑬-⑭) ⑯				※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

(注1,10)以後終了課税期間用